(消費稅10%内稅)2019年10月1日以降利用分適用

若葉文化ホール施設利用料金

区分				利用料金精算内訳表(単位:円)					
				1.	割増料金(基本料金× %増)				
				基本料金	市外居住者・ の場合 (50%増)	入場料金等を徴収する場合			334 T. (1334 3144
						500円以下 (20%増)	501~1000円 (40%増)	1,001円以上 (60%増)	営利営業 (80%増)
ホール	中 田	午前	9~12	10,560	5,280	2,110	4,220	6,330	8,440
		午後	13~17	21,110	10,550	4,220	8,440	12,660	16,880
		夜間	18~22	26,400	13,200	5,280	10,560	15,840	21,120
		全日	9~22	58,070	29,030	11,610	23,220	34,840	46,450
	土日祝	午前	9~12	12,660	6,330	2,530	5,060	7,590	10,120
		午後	13~17	25,330	12,660	5,060	10,130	15,190	20,260
		夜間	18~22	31,670	15,830	6,330	12,660	19,000	25,330
		全日	9~22	69,660	34,830	13,930	27,860	41,790	55,720
楽屋 ※1室につき		午前	9~12	900	450	180	360	540	720
		午後	13~17	1,040	520	200	410	620	830
		夜間	18~22	1,160	580	230	460	690	920
		全日	9~22	3,100	1,550	620	1,240	1,860	2,480
リハーサル室 ※1室につき		午前	9~12	2,240	1,120	440	890	1,340	1,790
		午後	13~17	3,270	1,630	650	1,300	1,960	2,610
		夜間	18~22	3,670	1,830	730	1,460	2,200	2,930
		全日	9~22	9,180	4,590	1,830	3,670	5,500	7,340

【注意事項】

- ※楽屋のみの利用はできませんのでご注意ください。
- ※施設利用料金とは別に附属設備利用料金が必要になります。
- ※割増料金は、基本料金に各パーセントを掛け10円未満を切り捨てます。上記料金とは誤差が生じる場合があります。
- ※市外割増は、法人の場合、法人の所在地にて判断いたします。個人、グループで申込の場合、申込責任者(担当者)の 住所とします。